

地域建設業経営強化融資制度の運用について

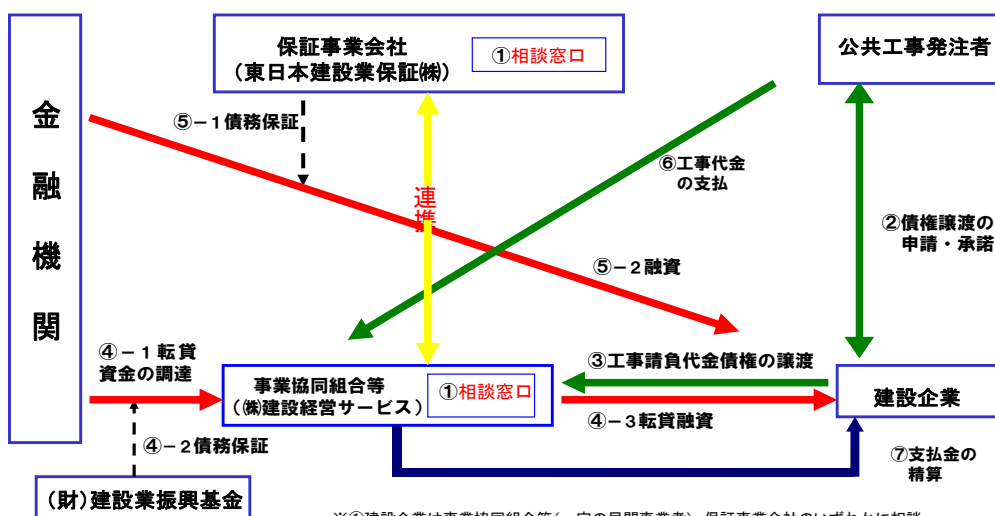
1. 制度の概要

本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者から債権譲渡先への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該工事請負代金債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者に対して当該工事に係る融資を行うものです。

なお、債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、財団法人建設業振興基金が債務保証を行います。

また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が当該中小・中堅元請建設業者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第1号の規定に基づき、保証する範囲内において金融保証を行うことができるものです。

地域建設業経営強化融資制度



※①建設企業は事業協同組合等(一定の民間事業者)、保証事業会社のいずれかに相談
 ※③建設企業は発注者の承諾(②)を得て事業協同組合等(一定の民間事業者)に対する債権譲渡
 ※建設業振興基金の債務保証(④-2)と保証事業会社の債務保証(⑤-1)を合わせることにより、
 出来高を超える部分を含め融資
 ※現時点で債権譲渡先は㈱建設経営サービスのみだが、事業協同組合又は一定の要件を満たす
 者として(財)建設業振興基金が認めた民間事業者が追加されることもある。

発注者による債権譲渡の承諾を受けることにより建設企業が

(A) 公共工事請負代金債権を担保に、㈱建設経営サービスから当該工事の出来高分に係る融資・・・転貸融資(④-3)

(B) 金融機関から当該工事の出来高を超えた未完成部分についての融資が受けやすくなる保証事業会社による金融保証・・・金融保証(⑤-1)

を受けられる制度です。

2. (A) 転貸融資に係る制度の内容及び運用基準等

(1) 制度の目的

中小・中堅元請建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設業における資金繰りの円滑化を推進することを目的とします。

(2) 対象となる建設企業

公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者※中小・中堅元請建設業者とは原則として、資金の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者をいいます。

(3) 対象となる工事（債権譲渡の対象債権）

①債権譲渡の承諾依頼時の年度内に終了が見込まれる工事
（複数年度に亘る工事の最終年度の工事を含む）

②その他、元請負人の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がないもの

(4) 債権譲渡の範囲

譲渡工事請負代金債権額＝工事請負代金額－前払金又は部分払金等

※本件契約が解除された場合は、上記「工事請負代金額」を「出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額」と読み替えます。

なお、承諾する債権譲渡額は債権譲渡承諾書（様式第1）にて明らかにすることとします。また、契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書（様式第1）及び融資実行報告書（様式第2）の工期又は請負代金額は変更後のものとします。なお、債権譲渡承諾後において、工期又は請負代金額に変更が生じた場合には元請負人が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書等の写しを提出して通知するものとします。

(5) 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高（複数年度に亘る工事については最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とします。

なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書（様式第3）の受領をもって足りることとします（出来形検査等の出来高の査定とは異なります。）。

(6) 承諾権限

元請負人が債権譲渡を行うに当たっては、蒲郡市公共工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとします。その際、発注者は債権譲渡の承諾後、債権譲渡承諾書（様式第1）2通を元請負人に交付するものとします。

また、発注者は、債権譲渡整理簿（様式第4）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理することとします。

（7）債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を元請負人から提出させるものとします。

- ①債権譲渡承諾依頼書（様式第1） 3通
- ②元請負人と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書の写し
- ③工事履行報告書（様式第3）
- ④発行日から3ヶ月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書
- ⑤保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

（8）債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、元請負人への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者としてします。

なお、現在、本市内を事業対象区域とする債権譲渡先としては、(株)建設経営サービスが認められています。

（9）債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が元請負人の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付のある承諾を得ることで第三者に対抗できることとなっているため、債権譲渡承諾書の確定日付の記入には慎重を期すこと。

（10）融資時の出来高確認

融資時の債権譲渡の担保価値を査定するには、融資時の出来高を確認する必要があるが、この場合の出来高査定は、原則として債権譲渡先が行うこととされているため、担保価値の査定のための出来高の確認を行う必要はないものとします。

（11）融資実行の報告書等

- ① 工事請負代金債権の譲渡人（借受人）及び譲受人（貸付人）が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（様式第2）を提出させるものとします。
- ② 工事請負代金債権の譲渡人（借受人）が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとします。

(12) 工事請負代金の振込先の変更

発注者は、債権譲渡の承諾を行った後、融資実行報告書（様式第2）を受理した場合は、支出命令の際に支払先を誤らないようにするため、支出負担行為決議書の支出負担行為の相手方の欄又は適当な余白に工事請負代金債権の譲渡があった旨及び債権譲渡先の住所、氏名等を付記することとし、支出に際しては支払先を再度確認すること。

(13) 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当っては、以下の書類を提出させるものとします。

- ①工事請負代金請求書（様式第5）
- ②発注者の押印がされた債権譲渡承諾書（様式第1）の写し
- ③発行日から3ヶ月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書
- ④債権譲渡契約証書の写し

なお、債権譲渡先は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続きを経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、支払を請求することができることとします。また、債権譲渡承諾後は、元請負人は請負代金等の請求をすることができません。

支払を受けた債権譲渡先は、支払われた工事請負代金から、自らの融資額を精算し、さらに保証事業会社の金融保証により金融機関から融資を受けている場合は、保証事業会社が精算を行います。なお、残余金があれば元請負人に残余金を返還することになります。

(14) 留意事項

①申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請種類等の確認に際して留意すべき事項は、以下のとおりとします。なお、債権譲渡の承諾又は不承諾は、本制度の趣旨に鑑み、出来るだけ速やかに行うように努めてください。

ア債権譲渡承諾依頼書（様式第1）及び債権譲渡契約証書の写し

譲渡対象債権の金額（申請時点）が工事請負契約に基づき元請負人が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。

イ工事履行報告書（様式第3）

工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。

ウ元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書

（ア）債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。

（イ）元請負人及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において（申請書類は個別に提出させます）、申請書類

等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に発注者に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

②工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

ア工事請負代金請求書（様式第5）

請求金額が（4）に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

イ債権譲渡承諾書（様式第1）の写し

①アの規定を準用し、金額等に留意すること。

ウ元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書

①ウの規定に留意すること。

③その他の留意点

ア 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるため、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、元請負人の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう留意すること。

イ 本制度に係る債権譲渡によって元請負人の工事完成引渡債務が一切軽減されるものでないこと。

3. (B) 保証事業会社による金融保証について

本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払並びに(A) 転貸融資を受けた工事を対象とします。

なお、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金又は部分払金及び(A)の融資額を控除した金額の範囲内となります。

4. 適用期間

当面、令和8年3月末日までの適用として実施するものとします。

問合せ先・相談窓口

東日本建設業保証株式会社	愛知支店	電話	052-962-3461
株式会社建設経営サービス		電話	03-3545-8534